

米ドル建・円建から選べる

資産形成にも適した 一生涯保障の死亡保険



無配当 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険



契約締結前交付書面〈契約概要／注意喚起情報〉兼商品パンフレット

契約締結前交付書面〈契約概要／注意喚起情報〉は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

この商品はオリックス生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金ではありません。**
また、**元本の保証はありません。**
為替レート・解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



人生の計画、その 実現に向かって。

Moonshot [ムーンショット] は、万が一にそなえながら、一時払保険料を所定の積立利率に基づいてふやす一生涯保障の死亡保険です。

「ふやしてのこす」 「ふやしてつかう」、あなたと家族の人生の計画の実現をお手伝いします。

ムーンショットとは？

本来は、アポロ計画のような、月に向けたロケットの打上げを意味する言葉です。そこから連想して、実現すれば大きなインパクトをもたらすような壮大な計画や目標を意味する言葉としても用いられています。

大切な
ご家族のために
**のこす
計画**

将来、
自分自身で
**つかう
計画**

今ある資産を
ふやす

Moonshotは、米ドル建・円建から選ぶことができます。



指定通貨：米ドル

一時払保険料や保険金などを米ドルで取扱います。為替リスクや為替手数料などの負担がありますが、アメリカの金利を活かして「ふやす」ことができます。

詳しくは3~4ページへ



指定通貨：円

一時払保険料や保険金などを日本円で取扱います。ご契約やお受取りの際、為替相場の影響を考慮する必要がなく、「ふやす」ことができます。

詳しくは5~6ページへ

※この冊子に記載の情報は2024年11月現在のものです。各種お取扱い等、将来、変更される可能性があります。

特長としくみ

\$ 指定通貨: 米ドル 



計画の実現を目指し資産を
ふやす

この保険は保障が一生続きます。適用した積立利率で運用し、複利の効果でしっかり積立金をふやします。積立利率は10年ごとに見直します。

のこす

万一のとき、ふやした資産を大切なご家族にのこすことができます。



つかう

解約・減額して、ふやした資産をご自身でつかうこともできます。



ふえた資産で
計画を実現

イメージ図

契約年齢(被保険者)
0歳~90歳

※申込日時時点で生後15日以上経過している必要があります。

払込通貨

米ドル 

最低保険料

2万米ドル

円 

最低払込額

200万円

健康状態に関する告知

ありません

**契約時費用は
ありません**

保険料の全額が積立金になります。

一時払保険料
(基本保険金額)

死亡保険金額 

積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額をお支払いたします。

死亡保険金・
解約払戻金は
円でも受取れます。



積立金額 

適用した積立利率をもとに、複利で増加します。

解約払戻金額 

⚠️ 解約控除・市場価格調整により、変動(増減)します。

一生
生涯保障
(保険期間:終身)

契約日の積立利率を適用します。
最新の積立利率は、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。
オリックス生命所定の為替レートもご覧いただけます。



10年ごとに積立

※積立利率は、0.01%を
※積立利率計算基準日の見直しは行いません。

利率を見直します(更改)

最低保証します(最低保証積立利率)。
における被保険者の年齢が101歳以上となるとき、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後、積立利率また、適用する積立利率は、最低保証積立利率となります。

10年ごとに積立利率を見直します(更改)

米ドル建の魅力

Point 1 米ドルで資産形成ができる

円以外の資産をもつことで、通貨分散の効果が期待できます。基軸通貨である米ドルは、他の外貨に比べて、米ドルのまま活用できるシーンが多いことも魅力の一つです。

Point 2 積立利率が高いほど、「ふやす」効果は大きい

2024年6月現在、この商品の指標金利は、米ドルが円を上回っています(7ページをご覧ください)。積立利率が高い方が、より大きな複利の効果を享受できます。

ご注意ください

- この保険は、お客さまに負担いただく諸費用があります。
- この保険(指定通貨:米ドル)には、「為替リスク」「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があり、死亡保険金額や解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

「解約控除」「市場価格調整」など、この保険の諸費用と各リスクについて 詳しくは13~16ページへ

特長としくみ

¥ 指定通貨: 円 



計画の実現を目指し資産を
ふやす

この保険は保障が一生涯続きます。適用した積立利率で運用し、複利の効果で着実に積立金をふやします。積立利率は10年ごとに見直します。

のこす

万一のとき、ふやした資産を大切なご家族にのこすことができます。



つかう

解約・減額して、ふやした資産をご自身でつかうこともできます。



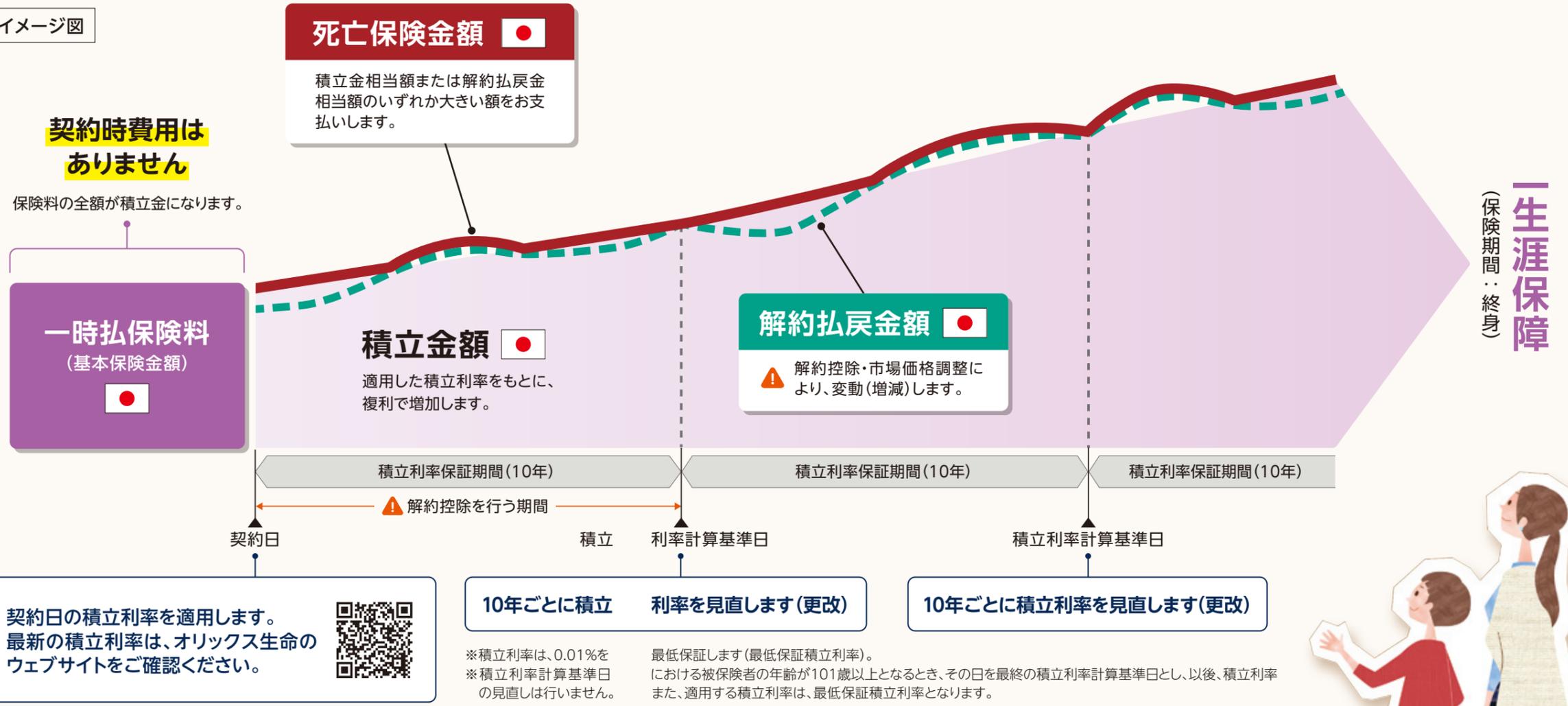
ふえた資産で
計画を実現

イメージ図

契約年齢(被保険者)
0歳～90歳
※申込日時時点で生後15日以上経過している必要があります。

払込通貨
円 
最低保険料
300万円

健康状態に関する告知
ありません



一生
生涯保障
(保険期間: 終身)



円建の魅力

Point 1 手元にある資産を有効活用できる

日本国内の金利動向に連動した積立利率で、国内の経済環境を活かした資産形成ができます。円は米ドルに比べて比較的、金利の動向が安定しているところも魅力です。

Point 2 為替手数料・為替リスクがない

通貨を換算する必要がないため、為替手数料がかからず、換算時の為替リスクを心配する必要もありません。そのため、外貨に比べると将来の見通しが立てやすい利点があります。


ご注意ください

- この保険は、お客さまに負担いただく諸費用があります。
- この保険(指定通貨:円)には、「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があり、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

「解約控除」「市場価格調整」など、この保険の諸費用と各リスクについて 詳しくは13～16ページへ



米ドルと円の近年の動きについて

為替レート (米ドル/円) の推移



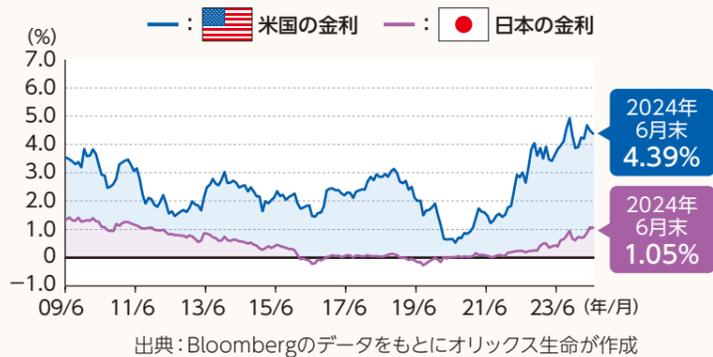
Point!

1米ドルあたりの円の価値が低くなることを円安といい、高くなることを円高といます。

円を米ドルに換算する場合、円高だと、より多くの米ドルに換算することができます。

米ドルを円に換算する場合、円安だと、より多くの円に換算することができます。

10年国債利回り (米ドル・円) の推移



Point!

アメリカ(米ドル)の金利は、日本(円)に比べて、相対的に高水準です。

日本の金利はしばらく低水準が続いていましたが、上昇の兆しが見られます。

指標金利の推移

- 米ドル建: USD US Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year および USD US Corporate BBB+ BBB BBB- BVAL Yield Curve 10 Year の平均
- 円建: JPY Japan Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year



Point!

指標金利とは、この商品の積立利率を設定する際に、指標とする利率です。

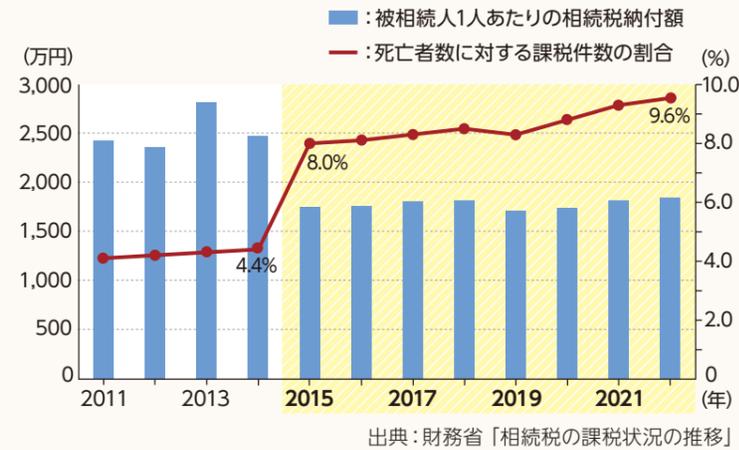
最新の指標金利をオリックス生命のウェブサイトで確認することができます。



いずれのグラフも過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。

相続に関するデータ

相続税の課税状況の推移

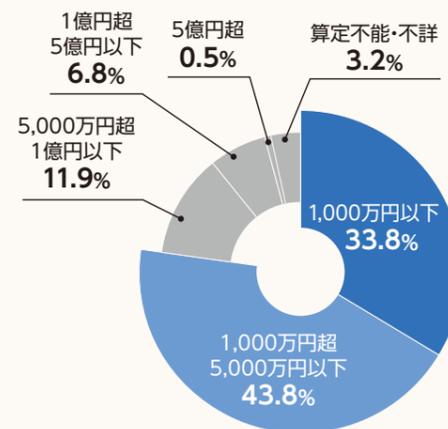


Point!

2015年の税制改正により、1人あたりの相続税納付額自体は下がりましたが、課税件数の割合は急増しました。

より身近になりつつある相続税。のこされるご家族のためにも、事前の準備を検討したいですね。

遺産分割のトラブル (遺産額別の遺産分割事件の割合) ※遺産分割事件のうち、認容・調停成立件数(「分割しない」を除く)が対象

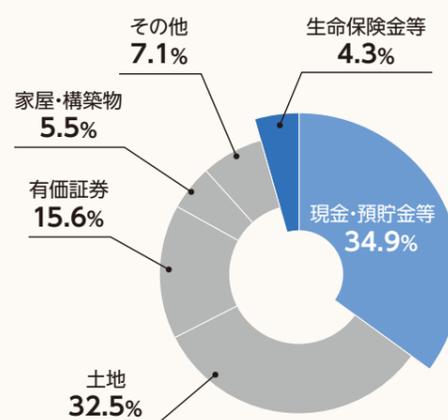


出典: 最高裁判所「令和5年 司法統計年報(家事編)」

Point!

相続のトラブルは、遺産の多寡を問いません。どのように分けるか、事前に考えておきたいですね。

相続財産の資産構成



出典: 国税庁「統計年報書 令和4年度版」

Point!

相続財産のうち、現金・預貯金はおおよそ全体の1/3。

相続にそなえるとき、資産構成を見直すことも検討したいですね。



取扱範囲

契約年齢(被保険者)	0歳*1～90歳				
指定通貨	米ドル または 円 ※申込時に選択(契約後に変更できません)				
保険期間	終身				
積立利率保証期間	10年*2				
健康状態に関する告知	ありません				
増額	取扱いません				
減額	<table border="0"> <tr> <td>米ドル </td> <td>減額後の基本保険金額が1万米ドル以上となる範囲で取扱います(1,000米ドル単位)。</td> </tr> <tr> <td>円 </td> <td>減額後の基本保険金額が100万円以上となる範囲で取扱います(10万円単位)。</td> </tr> </table>	米ドル	減額後の基本保険金額が1万米ドル以上となる範囲で取扱います(1,000米ドル単位)。	円	減額後の基本保険金額が100万円以上となる範囲で取扱います(10万円単位)。
米ドル	減額後の基本保険金額が1万米ドル以上となる範囲で取扱います(1,000米ドル単位)。				
円	減額後の基本保険金額が100万円以上となる範囲で取扱います(10万円単位)。				

	指定通貨:米ドル		指定通貨:円
	米ドル	円	円
払込通貨	米ドル	円	円
最低保険料(払込額)	2万米ドル	200万円	300万円
最高保険料(払込額)*3	0歳*1 ～14歳	10万米ドル かつ 1,000万円*4	1,000万円 かつ 10万米ドル*5
	15歳 ～90歳	500万米ドル かつ 5億円*4	5億円 かつ 500万米ドル*5
取扱単位	1,000米ドル	10万円	10万円
保険料払込回数/経路	一時払のみ/オリックス生命が指定する金融機関の口座へお振込み		

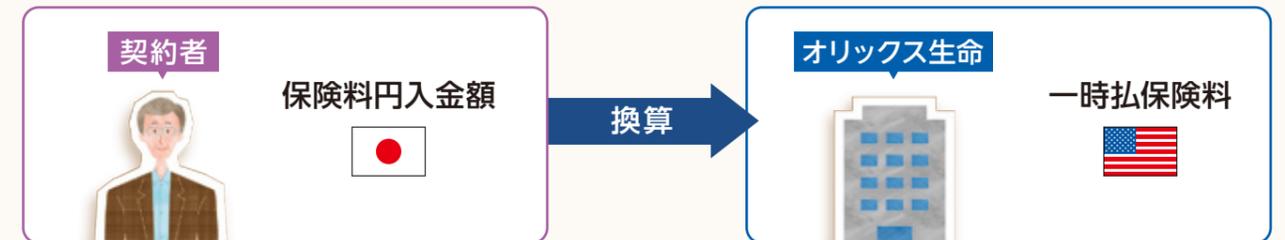
*1 申込日時点で生後15日以上経過している必要があります。
 *2 適用された積立利率は10年ごとに見直します(更改)。ただし、積立利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるとき、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後、積立利率の見直しを行いません。
 *3 同商品の他の契約がある場合、限度額が異なります。
 *4 契約日のオリックス生命所定の為替レートで円に換算し判定します。
 *5 契約日のオリックス生命所定の為替レートで米ドルに換算し判定します。

付加できる主な特約

保険料円入金特約

指定通貨

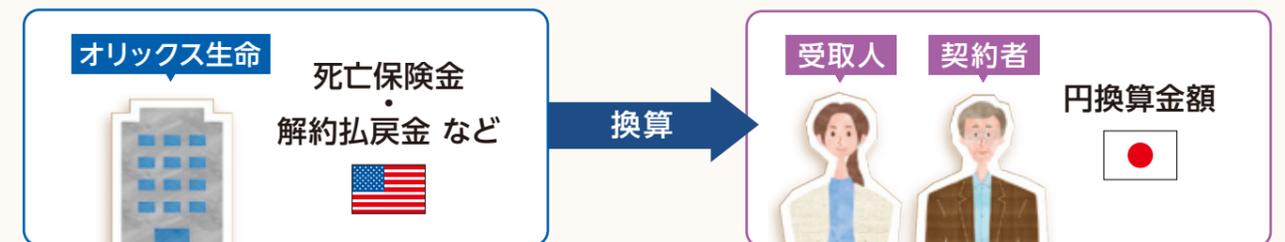
米ドル建の一時払保険料を円でお払込みできます。



円支払特約

指定通貨

米ドル建の保険金や解約払戻金等を円でお受取りできます。

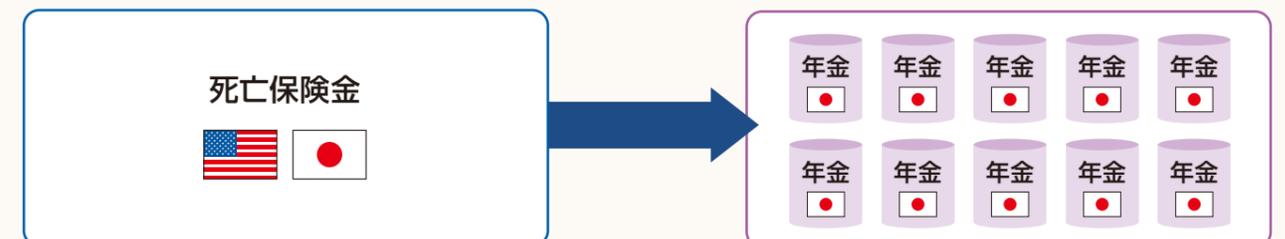


年金支払特約

指定通貨

死亡保険金を年金形式でお受取りできます。

※解約払戻金を年金形式で受取ることはできません。
 ※指定通貨が米ドルの場合、死亡保険金を円に換算し、年金額を計算します(米ドルのまま取扱うことはできません)。



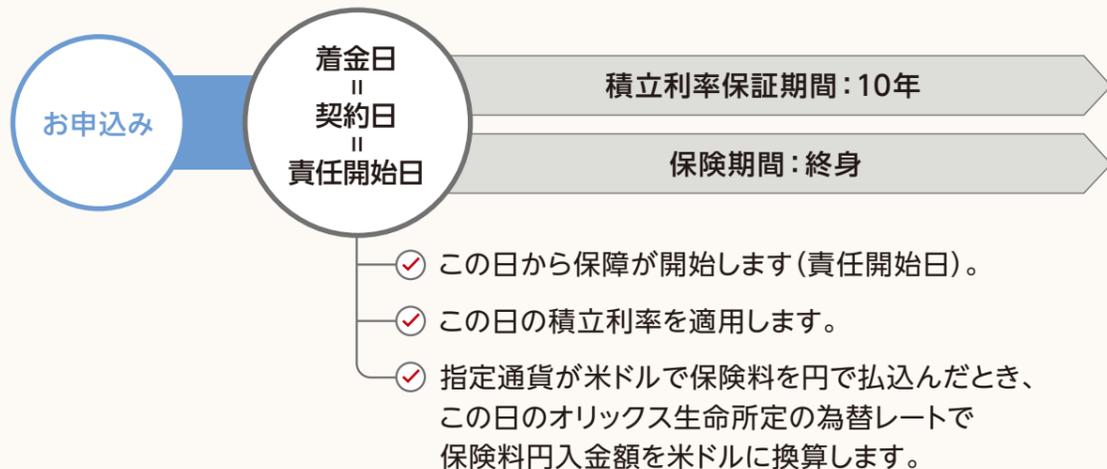
- 通貨を換算する際、為替手数料がかかります。また、為替リスクがあります。詳しくは13～16ページの「負担いただく諸費用について」および「この保険のリスクについて」をご確認ください。
- 各特約について、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご確認ください。



契約日と保障の開始について

保険料着金日 = 契約日 = 責任開始日

この商品は、「オリックス生命が一時払保険料を受領した日(着金日)」が「契約日」となります。一時払保険料を振込む際は、オリックス生命に着金する日を、金融機関にご確認ください。



死亡保険金と死亡保険金受取人について

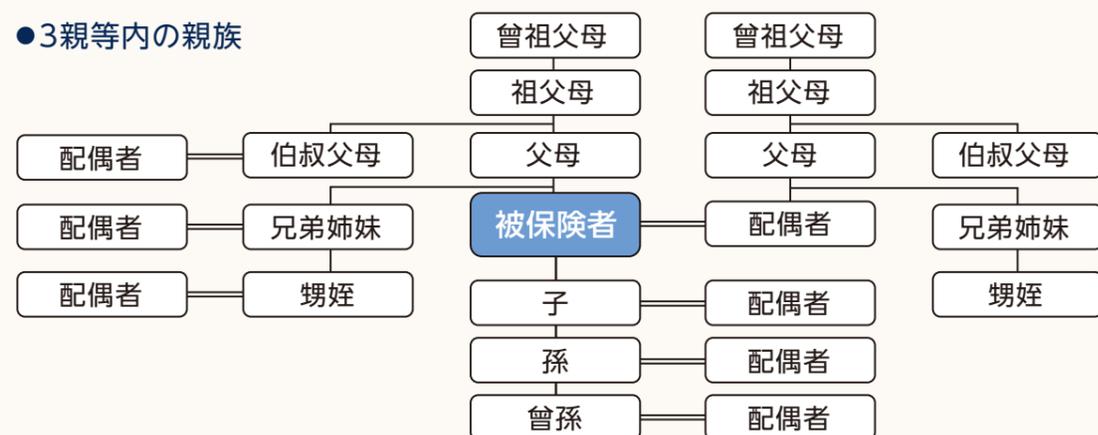
被保険者が死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。

死亡保険金受取人は、契約者があらかじめ指名します。

→ 死亡保険金受取人は被保険者の配偶者または3親等内の親族から指名できます。

→ 死亡保険金受取人は複数人指名することができます。

●3親等内の親族



生命保険の活用ポイント

Point 1 のこしたい人へ

死亡保険金は受取人固有の財産*1になります。受取人として指名することで、のこしたい人にのこすことができますので、遺産分割における相続争いの防止・軽減を見込めます。

*1 相続人の間に著しい不公平がある場合、受取人固有の財産とみなされない場合があります。

Point 2 スムーズな現金化

相続が発生すると、被相続人名義の預貯金口座から預貯金の引出しが行えないことも。対して、死亡保険金は、受取人が単独で請求できます。オリックス生命は、原則、必要書類がオリックス生命に到着した日の翌営業日から5営業日以内*2に、ご指定の口座に送金します。そのため、すぐに使える資金として活用できます。

*2 オリックス生命に提出された必要書類に不備がない場合の日数です。

Point 3 死亡保険金の非課税枠

死亡保険金が、みなし相続財産として相続税の課税対象となるとき、契約者と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人となる場合は、死亡保険金総額のうち**500万円×法定相続人の数**の額が、非課税となります。

死亡保険金の総額
(受取人が相続人となるすべての保険契約より支払われる保険金額を合算します)

生命保険金の非課税枠
500万円 × 法定相続人の数

課税対象

※記載は、2024年6月現在の税制に基づきます。将来変更されることがあります。詳しくは税理士や所轄の税務署などにご確認ください。



負担いただく諸費用について



この保険にはお客さまに負担いただく諸費用があります。

➔ 諸費用について、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご確認ください。
また、解説動画をご用意していますので、あわせてご覧ください。



費用	内容	金額・負担方法																																	
保険契約関係費 	死亡保障・新契約の締結・保険契約の維持などにかかる費用です。	<p>積立利率保証期間ごとに適用する積立利率を設定する際に、下表の保険契約関係費率を差引きます。保険契約関係費率は、指定通貨により異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定通貨</th> <th>保険契約関係費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル </td> <td>最大 0.96%</td> </tr> <tr> <td>円 </td> <td>最大 0.53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用する積立利率は、すでに上記の控除を行っています。別途、保険期間中に積立金額から差引く費用はありません。</p>	指定通貨	保険契約関係費率	米ドル 	最大 0.96%	円 	最大 0.53%																											
指定通貨	保険契約関係費率																																		
米ドル 	最大 0.96%																																		
円 	最大 0.53%																																		
解約控除 	契約日から10年未満で、解約・減額する場合に、負担いただく費用です。	<p>解約払戻金額を計算する際に、積立金額に対して下表の解約控除率を乗じた額を引去ります。解約控除率は、指定通貨および経過年数によって異なります。</p> <p style="text-align: center;">————— 契約日から解約日・減額日までの経過年数 —————➔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定通貨</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上2年未満</th> <th>2年以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年以上6年未満</th> <th>6年以上7年未満</th> <th>7年以上8年未満</th> <th>8年以上9年未満</th> <th>9年以上10年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル </td> <td>6.0%</td> <td>5.4%</td> <td>4.8%</td> <td>4.2%</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> <td>2.4%</td> <td>1.8%</td> <td>1.2%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>円 </td> <td>3.0%</td> <td>2.7%</td> <td>2.4%</td> <td>2.1%</td> <td>1.8%</td> <td>1.5%</td> <td>1.2%</td> <td>0.9%</td> <td>0.6%</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※契約日から10年以上経過している場合は、解約控除を行いません。</p>	指定通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	米ドル 	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	円 	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%
指定通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満																									
米ドル 	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%																									
円 	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%																									
年金を管理するための費用 	年金支払特約を付加し、保険金を年金で受取る場合に、負担いただく費用です。	<p>年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%を、年金支払日に負担いただきます。</p> <p>※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。</p>																																	
為替手数料 <p>特約を付加しオリックス生命を通じて換算する場合の費用を記載しています。 オリックス生命以外の金融機関などを通じて、米ドル建の一時払保険料を円や他の外貨から換算して用意する場合、または米ドル建の保険金等を円に交換して受取る場合、金融機関所定の為替手数料が生じます。詳しくはご利用の金融機関にご確認ください。</p>	<p>保険料円入金特約を付加し、米ドル建の一時払保険料を円で払込む場合に、負担いただく費用です。</p>	<p>保険料円入金額を米ドルに換算する際、1米ドルあたり0.20円を負担いただきます。</p> <p>保険料円入金特約用為替レート ➔ TTM(対顧客電信売買相場の仲値) + 0.20円</p> <p>※適用する保険料円入金特約用為替レートには上記の為替手数料が含まれています。換算後に一時払保険料から差引く費用はありません。</p>																																	
	<p>円支払特約を付加し、米ドル建の保険金や解約払戻金などを円で受取る場合に、負担いただく費用です。</p>	<p>保険金などを円に換算する際、1米ドルあたり0.01円を負担いただきます。</p> <p>円支払特約用為替レート ➔ TTM(対顧客電信売買相場の仲値) - 0.01円</p> <p>※適用する円支払特約用為替レートには上記の為替手数料が含まれています。換算後に受取金額から差引く費用はありません。</p>																																	
米ドルの取扱い時にかかる費用 	保険料の振込み、保険金などの受取りを米ドルで行うとき、リフティングチャージなどの費用が生じることがあります。	<p>ご利用の金融機関にご確認ください。</p> <p>※オリックス生命にお支払いいただく費用ではありません。</p>																																	

各為替レートは、オリックス生命のウェブサイトをご覧ください。



※「年金支払特約」「保険料円入金特約」「円支払特約」について、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご覧ください。

この保険のリスクについて



為替リスク



保険料円入金額を「米ドル」に換算する際、または保険金や解約払戻金などを「円」に換算する際に、為替相場の変動による影響を受けます。

米ドル建の保険料を円で払込むとき〈例〉

保険料円入金額	適用する為替レート	一時払保険料
1,000万円	1米ドル = 120円の場合	83,333.34米ドル
	1米ドル = 150円の場合	66,666.67米ドル
	1米ドル = 180円の場合	55,555.56米ドル

適用する為替レートによって、米ドル建の一時払保険料の額は変動します。

米ドル建の保険金や解約払戻金を円で受取るとき〈例〉

死亡保険金額	適用する為替レート	受取額
8万米ドル	1米ドル = 120円の場合	960万円
	1米ドル = 150円の場合	1,200万円
	1米ドル = 180円の場合	1,440万円

適用する為替レートによって、円での受取額は変動します。

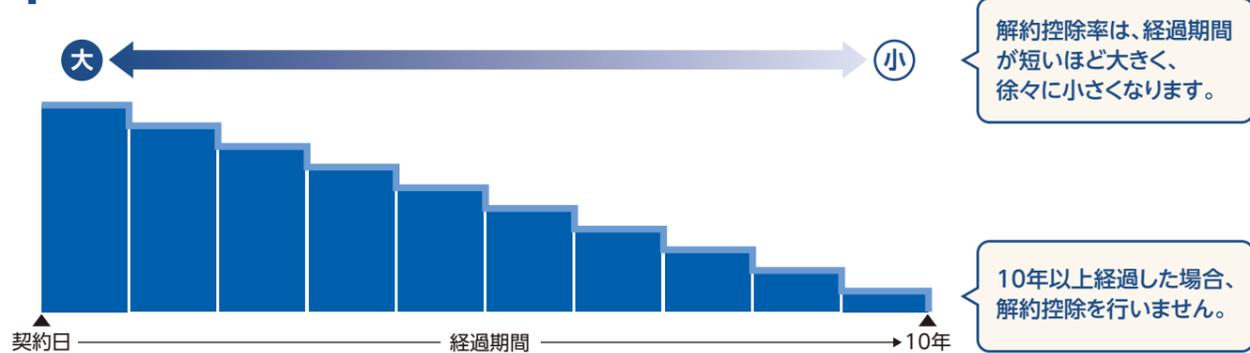
⚠ 米ドルベースでは増加していても、円に換算した結果、受取額が払込んだ金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

早期解約時のリスク



解約・減額する際、経過年数に応じた解約控除額(解約・減額時の積立金額 × 所定の解約控除率)を積立金額から引去ります。

解約控除率の推移イメージ



※指定通貨によって解約控除率は異なります。

※解約控除率について、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご確認ください。

⚠ 積立金額が増加していても、解約控除額の大きさによっては、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。特に契約日から経過期間が短いときの解約・減額にご注意ください。

➔ 各リスクについて、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご確認ください。また、解説動画をご用意していますので、あわせてご覧ください。

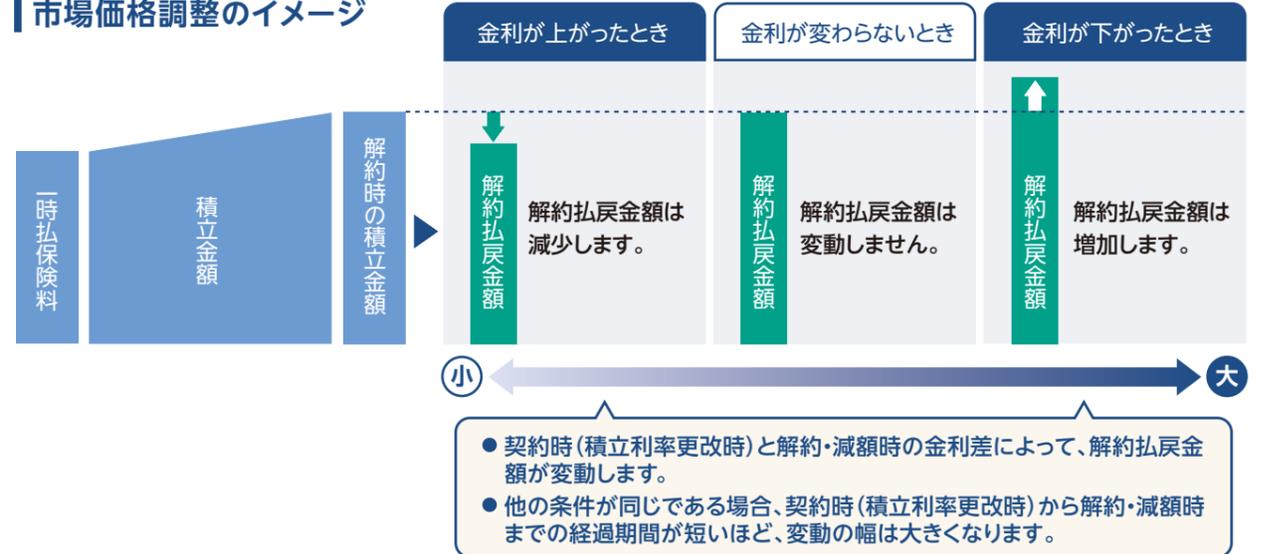


金利変動リスク



解約・減額する際、市場金利に応じた運用資産(債券)の価格変動を解約払戻金額に反映する「市場価格調整」を行います。

市場価格調整のイメージ



※上記は、市場価格調整を簡易に説明した図です。解約控除や為替の変動は考慮していません。

※解約日・減額日が積立利率計算基準日の場合、および最終の積立利率計算基準日以後の場合、市場価格調整を行いません。

※市場価格調整に伴う各種計算方法について、詳しくは「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」をご確認ください。

⚠ 積立金額が増加していても、市場金利の変動によっては、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。特に市場金利が上昇傾向にあるときの解約・減額にご注意ください。

➔ 各リスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

例	状況	解約控除	市場価格調整	為替相場
例①	ご契約から15年経過後に解約した。積立利率更改時に比べて、市場金利は上がり、契約時に比べて、為替相場は円高だった。	なし	減少	円高
例②	ご契約から7年経過後に解約した。契約時に比べて、市場金利は上がり、為替相場は円安だった。	あり	減少	円安
例③	ご契約から3年経過後に解約した。契約時に比べて、市場金利は上がり、為替相場は円高だった。	あり	減少	円高



一時払終身保険Moonshot [ムーンショット] について、よくあるご質問にお答えします。

Q1 元本保証はありますか？



この商品は生命保険です。
預金と異なり、
元本保証はありません。

Q2 後から、指定通貨を変更できますか？



ご契約後、
指定通貨の変更はできません。
指定通貨は変更ができないため、申込時の経済状況、お客さまご自身の投資経験やリスクに対する許容度などを目安に選択することがたいせつです。指定通貨の選択でお悩みの場合は、生命保険募集人にご相談ください。

Q3 基本保険金額の減額はできますか？



この商品は、所定の範囲で
基本保険金額の減額が可能です。
減額することで、その分に応じた解約払戻金を受取ることができます。
なお、増額のお取扱いはありません。

Q4 万一のとき、円高だったらどうしよう？



死亡保険金は、所定の期間、お支払いを据置することができます。
指定通貨が米ドルの場合、
米ドルのまま据置きますので、受取人の希望するタイミングで円に換算し受取ることができます。
※据置期間中は、所定の利息がつきます。
または、死亡保険金をいったん**米ドルのまま受取り**、その後、金融機関等を通じて、**受取人の希望するタイミングで円に換算**することもできます。

Q5 米ドルで受取るとき、必要なことや注意点はありますか？



米ドルで保険金などを受取の場合、
事前に**米ドルを受取れる口座を用意**いただく必要があります。
ただし、円の受取りに比べて
着金までに時間がかかることや、各種手数料が必要となることがありますので、事前にご利用の金融機関にご確認ください。

⚠ この保険における、諸費用やリスクについて、13～16ページに記載していますので、必ずご確認ください。



ご契約後にお送りする、主なお知らせ

たいせつなご契約に関するお知らせをお送りします。

契約初年度		
生命保険証券 など	郵送	ご契約の成立後 生命保険証券・契約締結時交付書面・各種サービスのご案内などをお送りします。
生命保険料控除証明書	郵送	ご契約初年度の10月中旬ごろ (ご契約が10月～12月の場合、契約成立後随時) この商品は、一時払保険料をお払いいただいた年のみ生命保険料控除の対象です。 控除証明書の電子ファイル(XMLファイル)をオリックス生命のウェブサイトより取得することも可能です(ご契約初年度の10月中旬～3月上旬ごろ)。
ウェブサービスのご案内	SMS	ご契約の成立後 携帯電話番号を登録いただいたお客さまにオリックス生命のウェブサービスの利用方法などをご案内します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ(オリックス生命レター)	SMS または 郵送	年に1回(契約者誕生月の2か月前ごろ) SMS(ショートメッセージサービス)の場合 案内にしたがって、ウェブより最新のご契約内容をご確認ください。ウェブでは、最新の死亡保険金額や解約払戻金額などのご契約内容を、確認いただくことが可能です。 ※ご利用には、オリックス生命への携帯電話番号の登録が必要です。 郵送の場合 作成日時点の死亡保険金額や解約払戻金額などのご契約内容をお知らせします。
積立利率更改のご案内	郵送	積立利率計算基準日のおよそ1か月前 10年ごとの積立利率計算基準日が間近となったことのお知らせするため、ご案内をお送りします。
積立利率更改完了のお知らせ	郵送	積立利率の更改後 積立利率を更改したとき、新しい積立利率をお知らせするため、ご案内をお送りします。

ご契約後、オリックス生命のウェブサイトやお電話からお申し出やお手続きを行うことができます。

📄 は、お申し出後、書類によるお手続きが必要です。

手続きの内容	手続き方法		
	ウェブ	チャットサービス*1	電話
ご契約内容に関する			
死亡保険金の請求	—	—	📄
基本保険金額の減額	—	📄	📄
ご契約の解約(指定通貨: 🇺🇸)	—	📄	📄
ご契約の解約(指定通貨: 🇯🇵)	○*2	📄	📄
ご契約内容の確認	○*2	○	○
再発行に関する			
保険証券の再発行	📄	○*3	○*3
生命保険料控除証明書の再発行	○	○	○
生命保険料控除証明書の電子ファイル(XMLファイル)の発行・ダウンロード	○*2	—	—
ご登録内容に関する			
住所の変更	○*2	○	○
電話番号の変更	📄	○	○
「ご契約内容のお知らせ」受取方法の変更	○*2	○	○
「ご家族登録サービス」の申込・変更	○*2	📄	○*3

被保険者さまに万一のことがあった場合、受取人ご本人さまより、オリックス生命にご連絡ください。お手続きに必要な書類を郵送いたします。

ご連絡の際、以下について確認させていただきますので、あらかじめご用意ください。



- 証券番号(「保険証券」等にてご確認ください)
- 被保険者さまについて、
・お名前 ・生年月日
・お亡くなりになった日/原因
- 連絡いただいた方(受取人)のご連絡先 など

照会日時点の死亡保険金額や解約払戻金額を、確認することができます。



金額が変動するので、確認できると安心ですね。

「ご家族登録サービス」に登録していることで、登録された方が、契約者に代わってご契約内容の照会をしたり、書類のお取寄せを手配したりすることができます。



家族がささえることができます、助かりますね。

- *1 ウェブサイト上に表示される「チャットで相談する」のボタンをクリックし、「チャットオペレーターへ質問」ボタンを選択してください。
- *2 ご利用には、オリックス生命への携帯電話番号の登録が必要です。
- *3 ご契約の内容等によっては、書面によるお手続きが必要となる場合があります。

➡ ウェブ/チャットサービスでのお手続きはこちらから



<https://www.orixlife.co.jp/customer/procedures/>

チャットオペレーター
受付時間 月曜～金曜 9:00-18:00
(土日・祝日・年末年始休み)

➡ お電話でもお手続きが可能です

0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00-18:00
(日曜・祝日・年末年始休み)

ご加入者さまに利用いただける **オリックス生命の健康医療相談サービス**

ご利用は
無料

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスを利用いただけます。



24時間電話健康相談サービス

サービス対象: 被保険者さまとその同居のご家族

医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約41万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。



セカンドオピニオンサービス

サービス対象: 被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師へ、面談でのセカンドオピニオンを手配します。

サービスの流れ ▶ 専用ダイヤルにて受付・予約手配 ▶ 医師とのセカンドオピニオン(オンラインも可)



糖尿病専門サポートサービス

サービス対象: 被保険者さま

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお応えし、適切な治療を早期に受けられるように糖尿病の専門医への受診手配や、糖尿病の専門医等が在籍する医療機関情報をご提供します。



介護・認知症サポートサービス

サービス対象: 被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関するご相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。



全国の健診施設等で提供されている10-15分程度の記憶力チェックです。オペレーターへの質問にお答えいただくだけで、もの忘れの訴えの無い時期からご自身の「あたまの健康」状態の変化を定期的にご確認いただけます。(本テストのライセンスは、株式会社ミレニアに帰属します。)



重症化・再発予防カウンセリングサービス

サービス対象*: 被保険者さまとそのご家族

*対象となる疾病(「急性心筋梗塞」「再発性心筋梗塞」「脳梗塞」「脳血管疾患のうち脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞にいたらなかったもの」)により給付金を受取られたお客さまとそのご家族

心筋梗塞・脳梗塞などの重症化・再発を予防するために、保健師・看護師などの医療の専門チームが継続的な電話でのカウンセリングサービスを提供します。

上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーバック株式会社が提供します。本サービスは2024年11月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問合わせください。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特に確認いただきたい事項**を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

引受保険会社

名称: オリックス生命保険株式会社
住所: 〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-2
大手町プレイス イーストタワー

電話番号 (お客さま相談窓口): 0120-227-780
ウェブサイト: <https://www.orixlife.co.jp/>

商品の特長としくみ

一時払終身保険 Moonshot [ムーンショット] は、一生涯の死亡保障を確保できる、指定通貨建の一時払終身保険です。一時払保険料を所定の積立利率に基づいて運用するため、将来に向けた資産形成にも活用できます。

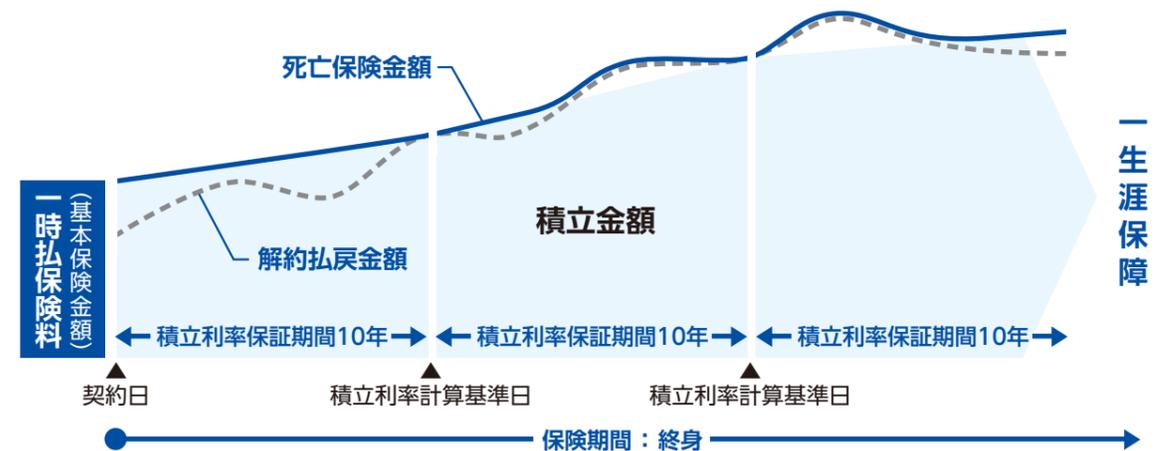
- 指定通貨は、米ドルと円の2通貨から選択できます。
- 積立利率は、積立利率保証期間(10年)ごとに見直します。
- 万一のとき、死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。

! ご注意ください

- この保険には、**お客さまに負担いただく諸費用があります。**
- この保険には、**「為替リスク(指定通貨が米ドルの場合)」「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があり、死亡保険金額や解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

詳細は [注意喚起情報 P33](#) | [注意事項](#)
[契約概要 P27](#) | 2. 契約時に確認いただきたいこと 解約払戻金

■ 契約例



保険期間: 終身

保険料払込方法: [払込回数] 一時払 / [払込経路] 振込扱

指定通貨・一時払保険料(基本保険金額): 申込書または申込画面をご覧ください。

※指定通貨が米ドルで払込通貨が円の場合、基本保険金額はお申込み承諾後に送付する保険証券をご覧ください。

<基本保険金額>

契約時の基本保険金額は以下のとおりです。

指定通貨	払込通貨	基本保険金額
米ドル	米ドル	一時払保険料と同額
	円(保険料円入金特約*)	保険料円入金額の米ドル換算金額
円	円	一時払保険料と同額

*保険料円入金特約について、詳しくはP26「特約」をご確認ください。

■ 保障内容

主契約: 無配当 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険

保険金名称	支払事由の概要	支払額
死亡保険金	死亡したとき	死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額

※支払事由に該当した場合、保障は消滅します。

※死亡保険金は、指定通貨建で所定の期間、オリックス生命に据置くことができます。据置金には所定の利息が付きます。

■ 積立金・積立利率

- 積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料を積立てた部分をいいます。
- 積立金額は、契約日および積立利率計算基準日に適用する積立利率をもとに、経過した年月数により計算され、複利で増加します。
- 適用された積立利率は、積立利率保証期間（10年）中、一定です。

<積立利率の計算>

- 積立利率は、毎月1日と16日につきの方法で計算します。

$$\text{積立利率} = \text{平均指標金利}^{*1} + \text{調整率}^{*2} - \text{保険契約関係費率}^{*3}$$

*1 下表の指標金利の所定期間の平均値を用います。

*2 下表の範囲内で、オリックス生命が積立利率計算の際に決定します。

*3 死亡保障やご契約の締結・維持などに必要な費用を率に変えたものです。「死亡保障費率」「新契約費率」「維持費率」で構成されます。

指定通貨	指標金利	調整率	保険契約関係費率
米ドル	つぎの2つの指標の平均値を指標金利とします。 USD US Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year	+1.0% ? -1.5%	最大 0.96%
	USD US Corporate BBB+ BBB- BVAL Yield Curve 10 Year		
円	JPY Japan Corporate A+ A- BVAL Yield Curve 10 Year		最大 0.53%

- 積立利率は、0.01%を最低保証します（最低保証積立利率）。
- 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となる時、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後、積立利率の見直しは行いません。また、適用する積立利率は、最低保証積立利率となります。

最新の積立利率は、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

■ 特約

この保険に付加できる主な特約は以下のとおりです。

名称	特約の概要		
保険料 円入金特約*1	米ドル建の一時払保険料を円で払込みいただけます。		
	内容	換算基準日*2	適用する為替レート
	一時払保険料の払込み	オリックス生命が受領する日(契約日)*3	保険料円入金特約用為替レート
※保険料円入金額の米ドル換算金額（基本保険金額）はセント未満切上げ			
円支払特約*1	米ドル建の保険金や解約払戻金等を円で受取りいただけます。		
	内容	換算基準日*2	適用する為替レート
	保険金の受取り	書類到着日*4の前日*5	円支払特約用為替レート
	解約払戻金の受取り		
※保険金や解約払戻金等の円換算金額は円未満切上げ			
年金支払特約	死亡保険金の一括払にかえて、年金としてお支払いします。		
	年金の型	年金支払期間	
	定額型 逓増型	5年・10年・15年	
※指定通貨が米ドルの場合、円支払特約を付加して円に換算*6のうえ、円で年金をお支払いします（円でのお取扱いのみとなります）。 ※年金額は、年金基金設定時にオリックス生命の定める方法により算出します。年金額が所定の額を下回るときは、取扱いません。			

*1 指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。

*2 換算基準日とは、通貨を換算する基準となる日をいいます。

*3 オリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合、その直後の営業日を換算基準日とします。

*4 書類到着日とは、完備された請求書類がオリックス生命に到着した日をいいます。

*5 オリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合、その直前の営業日を換算基準日とします。

*6 年金基金設定日の前日の円支払特約用為替レートで円に換算します（円未満四捨五入）。その日がオリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合は、その直前の営業日の為替レートで換算します。

「保険料円入金特約用為替レート」「円支払特約用為替レート」は、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

解約払戻金

■ 解約払戻金額の計算

- 保険契約中、いつでもご契約を解約・減額して解約払戻金を受取ることができます。
- 解約払戻金額は、つぎの方法で解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）^{*1}の積立金額に市場価格調整および解約控除を行い計算します。

解約の場合	解約払戻金額 = 積立金額 - 市場価格調整額 ^{*2} - 解約控除額 ^{*3}
減額の場合	減額による解約払戻金額 = 減額前の積立金額に基づいて算出した解約払戻金額 - 減額後の積立金額に基づいて算出した解約払戻金額

*1 完備された請求書類がオリックス生命に到着した日とします。他のオリックス生命所定の方法で請求を行った場合は、オリックス生命が受付けた日となります。

*2 市場価格調整額 = 積立金額 × 市場価格調整率

*3 解約控除額 = 積立金額 × 解約控除率

※上記の「積立金額」「減額前の積立金額」「減額後の積立金額」は、いずれも解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）時点のものを指します。

■ 市場価格調整率

市場価格調整率は、つぎの方法で算出します。

市場価格調整率 =

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の計算時の平均指標金利}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日(解約日・減額日)の平均指標金利}} \right] \times \frac{\text{月数}^*}{12}$$

*解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）から、直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数（月数未満切上げ）

※解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整を行いません。

※解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）が最終の積立利率計算基準日以後の場合は、市場価格調整を行いません。

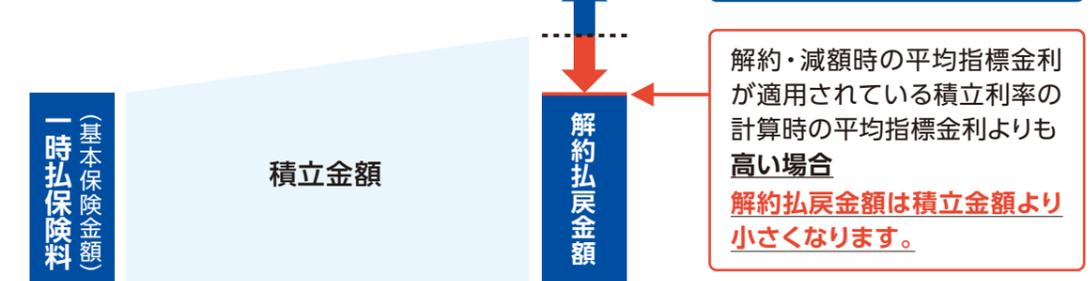
市場価格調整について

この保険は、主に指定通貨建の債券で運用しています。解約・減額時に、その価格の変動を、解約払戻金額に反映します。

このしくみを「市場価格調整」といいます。

※このしくみを数値に変えたものが、「市場価格調整率」です。

【市場価格調整（解約時）のイメージ図】



※上図は、市場価格調整を簡易に示したイメージ図です。解約控除や為替の変動は考慮していません。

※平均指標金利が同じ場合、契約日（積立利率計算基準日）から解約日・減額日までの経過期間が短いほど、解約払戻金額に対する市場価格調整の影響は大きくなります。そのため、契約日（積立利率計算基準日）から短期間での解約・減額にご注意ください。

※積立金額が増加していても、市場金利の変動によっては、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。特に市場金利が上昇傾向にあるときの解約・減額にご注意ください。

解約・減額時の平均指標金利が適用されている積立利率の計算時の平均指標金利よりも低い場合
解約払戻金額は積立金額より大きくなります。

解約・減額時の平均指標金利が適用されている積立利率の計算時の平均指標金利よりも高い場合
解約払戻金額は積立金額より小さくなります。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数に応じた解約控除率は、以下のとおりです。

経過年数 指定通貨	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
米ドル	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
円	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%

経過年数 指定通貨	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米ドル	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%

※契約日から10年以上経過している場合は、解約控除を行いません。

■ 解約払戻金の例

契約例	●指定通貨:米ドル ●積立利率:4.50%	●一時払保険料:100,000米ドル ●積立利率計算時の平均指標金利:5.50%
-----	--------------------------	---

経過年数	解約払戻金計算基準日(解約日)の平均指標金利 (適用されている積立利率計算時の平均指標金利と解約日の平均指標金利の差)				
	2.50% (-3.00%)	4.00% (-1.50%)	5.50% (±0%)	7.00% (+1.50%)	8.50% (+3.00%)
1年	129,836	113,231	98,857	86,388	75,550
2年	132,308	117,215	103,960	92,298	82,018
3年	134,859	121,355	109,323	98,585	88,986
4年	137,494	125,658	114,958	105,273	96,493
5年	140,215	130,129	120,879	112,386	104,578
6年	143,029	134,777	127,100	119,950	113,284
7年	145,938	139,610	133,636	127,993	122,657
8年	148,949	144,635	140,503	136,544	132,748
9年	152,067	149,861	147,717	145,634	143,608
10年	155,296*				

(単位:米ドル)

*解約払戻金計算基準日(解約日)が積立利率計算基準日のため市場価格調整を行いません。また、契約日から10年以上経過しているため解約控除を行いません。したがって、解約払戻金額は積立金額と同額となります。

※年単位の契約当日の解約払戻金額を表示しています。また米ドル未満を切捨てて表示しています。

■ 配当金・満期保険金

この保険に配当金・満期保険金はありません。

■ その他の注意事項

この保険は、オリックス生命が一時払保険料または保険料円入金額を受領する日(着金日)を契約日とします。申込日から契約日の間に、積立利率や保険料円入金特約用為替レートが変更された場合、変更後(契約日)の積立利率や保険料円入金特約用為替レートを適用しますので、ご注意ください。

- ご契約当初の積立利率は契約日の積立利率を適用します。
- 指定通貨が米ドルで保険料を円で払込んだとき、契約日を換算基準日*とし保険料円入金特約用為替レートをを用いて米ドルに換算します。

*オリックス生命が指定する取引銀行(三菱UFJ銀行)の休業日の場合、その直後の営業日を換算基準日とします。

■ 諸費用

この保険には、お客さまに負担いただく諸費用があります。詳しくは注意喚起情報をご確認ください。

詳細は [注意喚起情報 P33](#) | [注意事項](#)

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

諸費用

■ この保険はお客さまに負担いただく諸費用があります

● 保険期間中に負担いただく費用

積立利率保証期間ごとに適用する積立利率は、指定通貨に応じて、オリックス生命が定めた利率から、以下の保険契約関係費率を差引いて設定します。したがって、保険期間中、お客さまに直接負担いただく費用はありません。

指定通貨	保険契約関係費率
米ドル	最大0.96%
円	最大0.53%

● 解約や減額を行う場合の費用（解約控除）

契約日から10年未満で解約や減額を行う場合、積立金額に対して、経過年数に応じた以下の解約控除率を乗じた解約控除額を引去ります。

指定通貨	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
米ドル	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
円	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%

指定通貨	経過年数				
	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米ドル	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%

● 保険金を年金で受取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）

年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%（2024年11月現在）を、年金支払日に負担いただきます。

※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。

<指定通貨で米ドルを選択した場合>

● 保険料円入金額を「米ドル」に換算するときの費用（保険料円入金特約）

保険料円入金額を、米ドルに換算する際に適用するオリックス生命所定の為替レート（保険料円入金特約用為替レート）は、為替手数料を含みます。

保険料円入金特約用為替レート TTM(対顧客電信売買相場の仲値) + 0.20円

● 保険金や解約払戻金等を「円」に換算するときの費用（円支払特約）

米ドル建の保険金や解約払戻金等を、円に換算する際に適用するオリックス生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）は、為替手数料を含みます。

円支払特約用為替レート TTM(対顧客電信売買相場の仲値) - 0.01円

● 米ドルの取扱い時にかかる費用

保険料の振込み、保険金や解約払戻金等の受取りを米ドルで行うとき、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になることがあります。

※各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

※保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要です。

- ・オリックス生命所定の為替レートの基準となるTTMは、オリックス生命が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）が公示するTTSおよびTTBの中間の値（仲値）とします。
- ・換算基準日が三菱UFJ銀行の休業日の場合、保険料円入金特約用為替レートはその直後、円支払特約用為替レートはその直前の三菱UFJ銀行の営業日を換算基準日とします。
- ・TTSまたはTTBについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- ・オリックス生命所定の為替レートは、2024年11月現在のものであり、将来変更する可能性があります。

オリックス生命所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/>

為替・金利変動・早期解約時のリスク

■ この保険にはつぎのリスクがあります

● 為替リスク

指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金額を「米ドル」に換算する際、または保険金や解約払戻金等を「円」に換算する際に、為替相場の変動による影響を受けます。

- ▶ 為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ▶ 為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が一時払保険料を下回る場合があります。

● 金利変動リスク

解約・減額する際、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映する「市場価格調整」を行います。

- ▶ 解約・減額する場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整額を引くことにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※解約・減額時の市場金利が、契約時または積立利率計算基準日と比較して、上昇した場合は解約払戻金額が減少し、逆に下落した場合は増加することがあります。

● 早期解約時のリスク

解約・減額する際、契約日からの経過年数に応じて解約控除額を引去ります。

- ▶ 契約日から10年未満で解約・減額する場合、解約控除額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- この保険のリスクは保険契約者および受取人が負います。
- 各リスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

<例>

- ① 保険契約を解約したとき、契約時に比べて為替相場は円高で、市場金利は上がっていた。
 - ▶ 市場価格調整により解約払戻金額は減少した。円に換算したところ、保険料円入金額を大きく下回った。
- ② 保険契約を解約したとき、契約時に比べて為替相場は円安で、市場金利は上がっていた。
 - ▶ 円安による為替差益を期待したが、市場価格調整により解約払戻金額が減少したため、想定よりも増加しなかった。

告知

- この保険に健康状態に関する告知はありません

契約確認

- 申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約の申込み後または保険金等の請求の際、オリックス生命の社員またはオリックス生命が委託した者が、申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

申込みの撤回等 (クーリング・オフ制度)

■ 申込みの撤回等を行うことができます

- 申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除を行うことができます。この場合、払込んでいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

- 指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金特約付加の有無によって以下のとおり返金時の通貨が異なります。

	払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約を付加する場合	円*1	円*2
保険料円入金特約を付加しない場合	米ドル*3	米ドル*4

*1 保険料円入金特約付加に伴う所定の費用 (為替手数料) を含みます。

*2 円貨で払込みいただいた金額と同額を返金します。

*3 金融機関等で円貨を米ドルに両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からオリックス生命の口座へ送金を行うための、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になる場合があります。

*4 米ドルで払込みいただいた金額と同額を返金します。ただし、米ドルでの返金となるため、当初の資金が円貨の場合 (金融機関等で米ドルに両替した場合)、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ① 円貨から米ドルへの両替に係る金融機関所定の手数料
- ② 米ドルから円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
- ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
- ④ 為替差損 (益)

また、米ドルでお受取りになる際は、米ドルで受取れる口座が必要です。

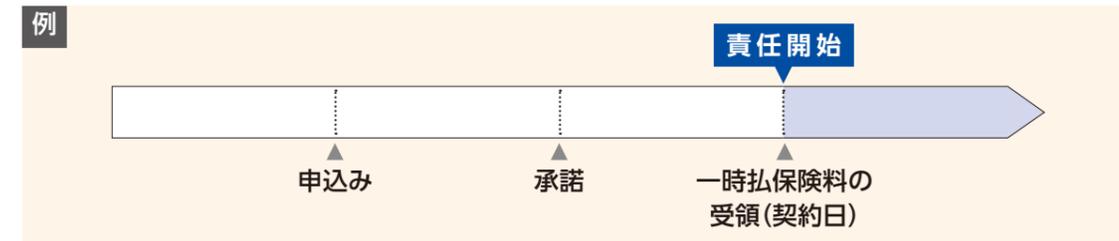
保障の開始 (責任開始)

■ 生命保険契約の成立にはオリックス生命の承諾が必要です

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書 (申込画面) に基づくオリックス生命の承諾が必要です。

※オリックス生命の社員・生命保険募集人 (生命保険代理店を含みます) は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介 (取次ぎ等) を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

- オリックス生命が保険契約をお引受けすることを承諾した場合、一時払保険料をオリックス生命が受領した日を契約日とし、この日よりオリックス生命は保険契約上の責任を開始します。



新たな保険に契約し直す場合

■ 不利益となることがあります

- 「現在のご契約の解約等」と「新たな契約の申込み」の時期が一致しない場合、保障の空白や重複が生じる場合があります。

例：①解約等の手続きが先行した場合、保障が一時的に途切れる場合があります。

②解約等の手続きが遅れた場合、保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

- 新たな保険に契約し直すことで、不利益となることがあります。

例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う等

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

解約と解約払戻金

■ 解約払戻金額は一時払保険料を下回るおそれがあります

- 指定通貨で米ドルを選択した場合、この保険は「為替リスク」があります。そのため、解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

各リスクの詳細は [注意喚起情報 P33](#) | [注意事項](#)

[解約払戻金の詳細は](#) [契約概要 P27](#) | [2. 契約時に確認いただきたいこと](#) [解約払戻金](#)

請求の手続き

■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

- お客さまからの請求に応じて、保険金等をお支払いします。
支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合もすみやかにご連絡ください。
- 加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金等の支払事由に該当することがあります。
不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。
- オリックス生命からの手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがあります。
保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

【契約内容に関する手続きやお問合せ】

カスタマー
サービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

【保険金・給付金に関するお問合せ】

保険金・給付金
お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

お支払いできない場合

■ 保険金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 保険契約が重大事由により解除された場合
 - 例：①保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合
 - ②保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等
- 保険契約の締結にあたり、保険契約が詐欺により取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合
 - 例：①責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合
 - ②保険契約者または受取人の故意による場合 等

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後 - 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

[オリックス生命 ウェブサイト](https://www.orixlife.co.jp/) <https://www.orixlife.co.jp/>

保険金額等の削減

■ 保険金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額等を削減することがあります。

生命保険契約者保護機構

■ 生命保険契約者保護機構に加入しています

オリックス生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額等を削減することがあります。

5 相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口

 **0120-227-780**
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

オリックス生命の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

生命保険協会 ウェブサイト <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

6 税制上の取扱いについて

注意喚起情報

税制上の取扱い

以下の内容は、2024年6月時点の税制に基づく一般的な取扱いです。税制の変更などにより、以下の取扱いが適用されない場合があります。より詳しい内容等については最寄りの税務署等にお問合わせください。

- 保険料の払込みや保険金等の受取りを円で行う場合、実際に払込みや受取りを行った円の額で取扱います。
- 保険料の払込みや保険金等の受取りを米ドルで行う場合、払込みや受取りを行った米ドルの円換算金額で、円建の生命保険と同様に取扱います。

内容	取扱い(円・米ドル共通)	米ドルを円に換算する場合																	
		換算基準日	為替レート																
保険料	払込みいただいた保険料は、その年の生命保険料控除の対象となります。	オリックス生命が受領した日	TTM																
死亡保険金	保険契約者、被保険者、受取人の関係によって税の種類が異なります。 <契約例> <table border="1" data-bbox="1843 1014 2368 1434"> <thead> <tr> <th>保険契約者</th> <th>被保険者</th> <th>受取人</th> <th>税の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫</td> <td>夫</td> <td>妻 子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻 子</td> <td>夫</td> <td>所得税 (一時所得) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻 子</td> <td>子 妻</td> <td>贈与税</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約者	被保険者	受取人	税の種類	夫	夫	妻 子	相続税	夫	妻 子	夫	所得税 (一時所得) + 住民税	夫	妻 子	子 妻	贈与税	支払事由発生日	相続税・贈与税の対象となる場合 TTB
		保険契約者	被保険者	受取人	税の種類														
		夫	夫	妻 子	相続税														
夫	妻 子	夫	所得税 (一時所得) + 住民税																
夫	妻 子	子 妻	贈与税																
所得税の対象となる場合 TTM																			
解約払戻金	税の種類：所得税(一時所得) + 住民税*	解約効力発生日	TTM																

* 解約払戻金から一時払保険料を差し引いた利益部分が所得税(一時所得)および住民税の課税対象となります。なお、差引く一時払保険料はオリックス生命が受領した日のTTMで円に換算します。

※ TTMとは、オリックス生命が指標として指定する銀行(三菱UFJ銀行)の対顧客電信売買相場の仲値のことをいいます。

※ TTBとは、オリックス生命が指標として指定する銀行(三菱UFJ銀行)の対顧客電信買相場のことをいいます。

詳細は [ご契約のしおり](#) 6. その他-生命保険と税金



個人情報の取扱い(抜粋)

オリックス生命(以下「当社」)は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

■個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

■個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

- (1) お客さまご本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産(法人の財産を含みます)の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

■再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

■情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

- ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定照会制度

■外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます))を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置(注)を行います。

(注)個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止)をいいます。

■機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口(0120-227-780)までお申し出ください。

詳細は ▶ ご契約のしおり

- 5. 特に注意していただきたいことから
 - お客さまの個人情報の取扱いについて
 - 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)」 <https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/>

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり/約款」をインターネット上で閲覧またはダウンロードいただける「WEB約款」を推奨しています。

「ご契約のしおり」とは?

約款の重要な事項や、ご契約に関する諸手続きなどをわかりやすく記載したものです。約款とは異なり、より平易な文章と図で解説しています。

WEB約款のメリット

冊子のような保管スペースは要りません。

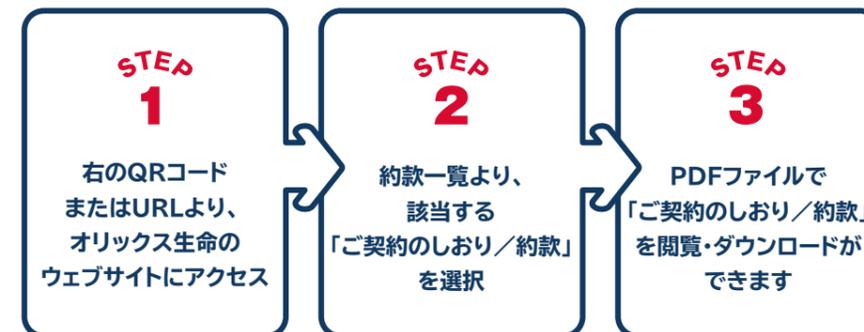
インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

細かい文字も拡大して閲覧できます。

文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つけられます。

WEB約款の閲覧方法

つぎの方法でインターネット上のWEB約款をご覧いただけます。



オリックス生命
公式ウェブサイトはこちら



WEB約款 掲載ページ
<https://www.orixlife.co.jp/customer/webclause/>

「ご契約のしおり/約款」の冊子をご希望の場合

冊子の「ご契約のしおり/約款」もご用意しています。冊子をご希望の場合は、申込書の所定の欄にチェックいただくか、オリックス生命 カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。ご契約後にお申し出いただくことも可能です。

カスタマー
サービスセンター

☎ 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

電話

主なサービス内容

●商品内容について ●申込方法について



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

0120-081-166

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

インターネット

主なサービス内容

●住所変更 ●「生命保険料控除証明書」再発行



オリックス生命 ウェブサイト

<https://www.orixlife.co.jp/>

ご契約内容のお知らせ (インターネット・郵送)



年に1回、保険契約者に対して現在加入している
保険契約内容のご案内をいたします。

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



公的年金制度(老齢年金制度)はコチラから

生命保険協会ウェブサイト

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>



オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに
関することがらをわかりやすく案内していますので、ご確認ください。

▶ <https://www.orixlife.co.jp/>

生命保険募集人について

オリックス生命の社員や生命保険募集人(オリックス生命の生命保険代理店を含む)は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに
対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店からのお知らせ

- 本保険商品は、お客さまとオリックス生命保険株式会社との間で契約いただく商品であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまのほかのお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本保険商品を申込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約払戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みは取扱いできません。
- 本保険商品は、オリックス生命保険株式会社の商品であり、保険契約の主体はお客さまとオリックス生命保険株式会社になります。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

■募集代理店

■引受保険会社



オリックス生命保険株式会社

本社/〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
TEL:03-3517-4300

<https://www.orixlife.co.jp/>

ORIX2024-G-008 202409-MYK

P 25/25